

一般社団法人奈良先端医工科学連携機構 定款

第1章 名称及び事業所

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良先端医工科学連携機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県生駒市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と公立大学法人奈良県立医科大学との大学等連携推進業務を実施することにより、教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、医学、工学及び関連諸科学の緊密な連携並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じて地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究活動の活性化に関すること
- (2) 人材育成の充実に関すること
- (3) イノベーションの創出に関すること
- (4) 連携開設科目の設置と運営に関すること
- (5) 学生及び教職員の交流に関すること
- (6) 効率的な大学運営に関すること
- (7) その他目的を達成するために必要なこと

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学及び公立大学法人奈良県立医科大学とする。

(社員資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会の決議を経て別に定める会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退社)

第8条 社員は、理由を付して別に定める退社届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が解散したとき。
- (3) 当該社員が大学を廃止したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 役員報酬等の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、社員総会の議長は副代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の合意をもって行う。

（決議の省略）

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（社員への通知）

第19条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全社員に通知する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、代表理事及び副代表理事が記名押印の上、これを保存する。

(運営)

第21条 法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会の議事運営に必要な事項は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第5章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 役員を選任するに当たって、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 役員を選任に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(役員の欠格)

第24条 以下のものについては、役員としない。

- (1) この法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等内の親族
- (2) この法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等内の親族
- (3) この法人の社員と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) この法人の社員と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 代表理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員が次のいずれかに該当するときは、この定款の定めるところの社員総会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 28 条 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会における別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の一部免除)

第 30 条 この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第 33 条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、代表理事以外の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

3 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副代表理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副代表理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保存する。

2 出席した代表理事及び監事全員は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が当該理事会に出席していない場合は、当該理事会に出席した理事全員及び監事全員が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、代表理事が、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間

備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置かねばならない。

3 この法人は、第 1 項の定時社員総会終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金)

第 40 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、この定款の定めるところの理事会及び社員総会における決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 41 条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除いて、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。

(剰余金)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社員総会における決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人の類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第46条 この法人に、事業の円滑な実施を図るため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の設置及び運営に関する基本的な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(設立時社員の所在地及び名称)

第50条 この法人の設立時社員の所在地及び名称は、次のとおりである。

所在地 奈良県生駒市高山町8916番地の5

設立時社員 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

所在地 奈良県橿原市四条町840番地

設立時社員 公立大学法人奈良県立医科大学

(設立時の役員)

第51条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

代表理事 塩崎一裕

副代表理事 細井裕司

理事 太田淳 嶋緑倫

監事 山田陽彦

(最初の事業年度)

第52条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第53条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令による。